

議員提出議案第1号

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日

提出者

和歌山県議会議員

富安民浩

長坂隆司

雑賀光夫

角田秀樹

和歌山県議会議長 山田正彦様

和歌山県条例第 号

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（昭和61年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出し中「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条中「第15条第8項」を「（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項」に改め、「和歌山県議会議員の」の次に「選挙区及び」を加え、同条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

（理由）

公職選挙法の一部改正に伴い、従来法律によって郡市の区域によることと定められていた選挙区を都道府県条例で定めることとなったため、この条例案を提出するものであります。